

令和3年2月定例総会

## 小値賀町農業委員会総会議事録

令和3年2月22日（月）

午後1時30分～午後3時50分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和3年2月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和3年2月22日（月） 午後1時30分～午後3時50分
2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室
3. 出席委員：（13人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 川久保 和幸      4番 大田 廣      5番 入口 政隆  
6番 伊藤 紀明      7番 北野 和信      8番 福田 精二  
9番 岡野 耕藏      ~~10番 宮崎 幸二~~      11番 山田 定稔  
12番 小高 陽子      13番 土川 浩子      14番 迎 広子

（推進委員：4人） 15番 川村 泰二      16番 西山 登喜雄      17番 藤永 一幸      18番 松本 兼次

4. 欠席委員： 10番 宮崎 幸二 委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 3番 川久保 和幸 委員 4番 大田 廣 委員

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第3 議案第2号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について

第4 議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく使用貸借権の設定について

第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく  
令和2年度第7回農用地利用集積計画（案）について

第6 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく  
令和2年度第12回農用地利用配分計画(案)について

第7 その他

- ・ 次回農地・非農地判断（前方地区）について
- ・ アンケート集計結果について
- ・ 次回総会の日程について
- ・ その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 北村 仁

7. 議事参与制限 議案第2号 土川委員、西山推進委員  
議案第5号 迎委員

## 8. 会議の概要

- 北村局長：           みなさん、こんにちは。  
定刻となりましたので、ただいまより、令和3年2月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。本日は、宮崎 幸二 委員が都合により欠席ですが、出席委員は13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、会長より挨拶をお願いします。
- 松山会長：           みなさん、こんにちは。  
現地確認お疲れさまでした。本日は農業者との意見交換会も予定しておりましたが、書類の準備まだ揃っていなかったため延期とさせていただきました。後程、事務局より説明があるかと思いますが、よろしく願いいたします。  
それでは、始めたいと思います。  
日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。私に一任できますでしょうか。
- 全員：               はい。
- 松山会長：           ありがとうございます。  
それでは、3番 川久保 和幸 委員、4番 大田 廣 委員 をお願いします。  
続きまして、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について」を議題とします。事務局よりお願いします。
- 北村局長：           それでは報告第1号の説明をします。農地法第18条第6項の規程に基づく賃貸借権設定の合意解約がありましたので、その報告となります。  
今回の合意解約の件数は、田圃1筆、面積768㎡になります。農地の所在・地目・面積及び貸借人等については、資料のとおりですので説明は割愛させていただきます。  
解約の理由ですが、農地中間管理事業で配分していたものを、耕作条件不利ということで合意解約となっております。次の受け手は決まっていないようです。  
以上で、報告第1号について説明を終わります。
- 松山会長：           ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。
- 松本代理：           農地の借り手が長崎県農業振興公社となりますが、農地の管理は3年間は農業振興公社が行うということで良いでしょうか。
- 北村局長：           受け手が見つからなければ機構が3年間は管理することになります。
- 松本代理：           草刈りなどは農業委員会が斡旋して行うことになりますか。

北村局長： そこまでは機構の管理内容に入っていますので、実際には担い手公社が受託していると思います。

松山会長： 農業委員会で管理をするということはまず無いです。契約では3年間は機構が管理して、借り手を探すということになっています。

松本代理： 今までそういう事例は無いですよ。

北村局長： 1年以上借り手がいないということは無いようです。

松本代理： あそこは管理者が誰もいないとすぐに荒れてしまいますよ。

川久保委員： 今年あそこで田圃を作るのは●●●●さんと私だけしかおらず、他に耕作者を見つけるのも難しいと思います。

松山会長： それでは、報告第1号については以上で報告にかえさせていただきます。  
続きまして、日程第3 議案第2号「利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： 議案第2号につきましては、土川委員と西山推進委員は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。

〈土川委員・西山推進委員 退席〉

それでは議案第2号の説明をします。利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

先月の総会で事前に地図を確認していただき、先ほど現場確認をしていただいた、柳郷一円の80筆、総面積50,422㎡の荒廃農地について判断していただくこととなります。詳細は2枚目以降の対象地リストのとおりとなります。現況も見ていただいた通りですし、議案に記載しています判断基準に基づいて判断していただければと思います。

(小字ごとに電子黒板で確認：馬込～春)

一関は先月より問題になっていたところですが、圃場整備の分は今回は様子を見ようということで、今回はその脇の現地確認した39番と40番のみの判断で、すでに田圃の様相ではなかったと思います。

(小字ごとに電子黒板で確認：前平～宮之前)

次に宮之脇ですが、ここが育苗ハウスがあったけれども骨組みだけになって竹が生えていたところでした。

深田畑が、溜め池の脇で▲▲▲▲さんが農地に復旧していたところでした。今回はここだけが農地判定となります。

(小字ごとに電子黒板で確認：長崎～大バエ)

先程も申しました通り、現場確認を踏まえたうえで、75番字深田畑□□□番□だけ非農地ではなく農地判定ということで、ご判断をお願いしたいと思います。

以上で議案第2号についての説明を終わります。

松山会長：            ありがとうございます。実際に現地確認もしましたが、皆さんから何か質問はございませんか。

(特に無し)

何も無いようでしたら、さきほど言われましたように、75番の1筆だけは農地として判定いたします。残りは非農地判定ということで良いでしょうか。

全員：                はい。

松山会長：            それでは許可することにいたします。

(退席委員 入室)

続きまして、日程第4 議案第3号「農地法第3条第1項の規定に基づく使用貸借権の設定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長：            それでは議案第3号の説明をします。農地法第3条第1項の規定に基づく使用貸借権設定の許可申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

農地の所在は、前方郷字大坂○○○番○の田圃 1筆、面積○○○㎡で、貸付人は、相津の■■■■■さん■■■歳、借受人は木場の▼▼▼▼さん▼▼歳です。▼▼さんの借受前の耕作面積は0㎡で借受面積が○○○㎡ですので借受後の耕作面積は○○○㎡となります。貸借の理由は、借受人の農業新規参入のため、契約の内容は令和3年3月1日から令和13年2月28日までの10年間の使用貸借になります。借受人の現在の耕作面積が0㎡ですが、この後の議案第5号で出てきます農地中間管理事業により

45㎡を借り受ける計画になっております。当該農地は、ここ数年間は水稻の作付けがされていない状態でしたので、遊休農地の解消にも繋がるものと思われま

す。下限面積もクリアできそうですので、農地法第3条第2項各号の規定には抵触しないと判断され、事務局としては許可相当かと思われま

す。以上で議案第3号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたように、今のところ荒廃農地までは進んでいませんが、今後荒廃地に近い状態になるのではないかと懸念もありますので、今回このような形で耕作して頂けるのであれば良いのではないかと、私としては許可したいと思います

(特に無し)

それでは許可するという事でよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： 許可することにいたします。

続きまして、日程第5 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和2年度第7回農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。事務局よりお願いします。

北村局長： それでは議案第4号の説明をします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 令和2年度第7回農用地利用集積計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

集積計画案の詳細は別添のとおりで、農地中間管理事業による集積となります。まず、集積計画書(案)の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表があります。内訳としましては、賃貸借による権利の集積期間10年以上で畑が2筆3,326㎡、使用貸借による権利の集積期間10年以上で、田圃が9筆4,106㎡、畑が12筆8,797㎡となり、今回の集積計画の合計は、23筆16,229㎡となります。

次に、集計表をめくっていただくと各筆明細書がありますので、詳細の説明につきましては割愛させていただきます。なお、参考としてこの後の議案5号で出てきます配分計画の受け手となる方の氏名を備考欄に記載しております。

貸付期間については、令和3年3月31日から令和13年3月30日までの10年間となっています。

最初の7筆 ◆◆◆◆さんの分と、4筆 ★★★★★さんについては、今まで相続権利者が固まっていなかったのですが、担い手公社の調査により代表者が確定しましたので、今回の契約となっています。次の2筆 ●▲●▲さんについては1ヶ月前のその他の時にお伝えしていた▲■▲■さんの畑の耕作者を探していた分ですが、担い手公社

が借り受けてくれることになりました。残りの3筆と次のページの3筆と4筆は▼▼さんの分で、これで議案第3号の5反要件を満たすことになると思います。

以上で、議案第4号についての説明を終わります。

松山会長： ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問はございませんか。

(特に無し)

それでは許可するという事によろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： それでは、許可することにいたします。

続きまして、日程第6 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和2年度第12回農用地利用配分計画(案)について」を議題とします。事務局よりお願いします。

北村局長： 議案第5号につきましては、迎委員は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。

(迎委員 退席)

それでは議案第5号の説明をします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和2年度第12回農用地利用配分計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

配分計画案の詳細は、別添の様式第5-2号のとおりで、先程の議案第4号の集積計画の内容とすべて合致し、表の左側に集積計画の内容を記載し、右側6列分にそれに対する配分計画の内容を記載しています。

筆数総計23筆16,229㎡となります。配分計画の始期もすべて令和3年3月31日からで、終期が令和13年3月30日までの10年間の契約期間となっています。それぞれの詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。以上で議案第5号についての説明を終わります。

松山会長： この件については、集積計画からの利用権設定となっていますので、何ら問題ないと思いますが、いかがでしょうか。許可することによろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： 許可することにいたします。

〈退席委員 入室〉

続きますして、日程第7 その他について を議題とします。事務局よりお願いし  
ます。

北村局長： 本日お配りしております、前方郷の非農地判断のリストがありますので、そちらを  
ご覧ください。地図を見ながら確認していきたいと思ひます。

池ノ下の対象地は△△△番△、▽の2筆だけで、他は隣の田の一部となつていま  
すので、判断対象から除外しています。

次に白別当の1筆ですが、名義が異なるのですが、現況では隣の畑の一部となつて  
いますので、非農地判断できないので今回は非農地判断対象から外しています。

(小字ごとに電子黒板で確認：赤浜～岳田)

町牛の7筆分は筆界未定で、国土調査の時も境がわからないくらい荒れていたとい  
う事になります。

(小字ごとに電子黒板で確認：多郎戸～納手)

以上ですが、前方地区の各委員さんから、ここは見ておいてほしいという所があれ  
ば、来月の現地確認で見てまわりますが、何かございますか。

松山会長： 何もありませんか。本件は来月現地確認予定しています。

北村局長： 筆数は柳と変わらないのですが、広いので現場確認の時間が今日よりもかかると思  
います。今日が1時間なので、1時間30分ほどみておかないといけないのですが、  
その前に農業者との意見交換会を入れると終わるのが遅くなつてしまいますので、そ  
の点はご了承ください。

松本代理： 一回ですべて現地確認するのですか。

松山会長： できればそうしたいのですが。

北村局長： 小値賀本島は本年度中に終わらせておきたいというのがありますので、ご理解くだ  
さい。

松山会長： 日程については事務局で考えてもらいたいと思ひますので、よろしくお願ひしま  
す。本件については良いでしょうか。

全員： はい。

北村局長： 次に、人・農地プランのアンケート集計結果です。

何とか集計結果まで出すことができましたが、意見交換会を行うまでは資料作成が間に合わなかったので、お許しいただきたいと思います。今日は集計結果の説明だけをしておきたいと思います。

まず、“人・農地プランアンケート調査結果集計【世帯】”をご覧ください。

アンケートの配布数の合計が347件、回収済みが342件、未回収が5件となっていますが、5件は小値賀に居ないということで、調査不能となった分です。回収率が98.6%と、皆さんが直接聞き取り調査をしてくださいましたので、かなりの回収率となっています。

そして次に平均年齢ですが、設問の1番で農業経営責任者の年齢を質問したと思いますが、町内全体で69.3歳とほぼ70歳となっています。

次に今後の経営ということで、現状維持・規模拡大・規模縮小・離農という設問がありましたが、現状維持が大半を占めていて212件、規模拡大は8件のみ、残りが規模縮小・離農で、これが高齢化の前兆だと思っています。

そして最後に後継者がいますか・いませんか、ということで、342件のうち49件が後継者がいますと回答いただいておりますが、世帯員を見ると勤め人である世帯員が半数を占めておりましたので、専業での農業後継者といえるのは49件の半分もいないような状況となっています。

松本代理： 組合外というのは何ですか。

北村局長： 組合外は、営農組合に属していない人です。担い手の卒業生や農家地区に住んでいない方など、どこの営農組合にも属していない人のことです。

次のページに、集計結果のグラフを示しています。折れ線グラフと棒グラフがありますが、折れ線が地区ごとの平均年齢で、70歳前後を各地区行ったり来たりしていると思います。一番右は組合外なので参考にはならないと思います。棒グラフが配布数です。浜津前目が突出していますが、だいたい20～30件前後となっています。

その右側に今後の意向をグラフ化しています。現状維持が212件と先ほど申しましたように一番多くなっています。その下の円グラフが後継者の有無で、49件が後継者ありですが、実際はその半分は農業後継者とは言えないようです。

そしてもう一つの“人・農地プランアンケート調査結果集計【農地】”をご覧ください。設問が5つあるうち、4番と5番が筆毎の明細で調査してくださいとお願いしていた分の集計となります。まず対象農地ですが、5,013筆、4,165,007㎡を皆さんに調査していただいております。

次に耕作者の年代ごとに耕作面積を集計しております。49歳以下、50代、60代、70代、80歳以上、その他は法人などで、60歳から69歳の人が面積でも最

も多く作っているということになります。

めくりますと、所有農地の5年後の利用意向ということで、①自ら耕作、②後継者へ移譲、③中間管理へ貸出、④他の耕作者へ貸出、⑤売却および処分ですが、③の中間管理へ貸出が一番多いです。おそらく現在の契約を継続という分の積み上げが③で挙がっていると思いますが、中間管理の次に①自ら耕作が多くなっています。

次のページで、農地利用意向に対する時期ということで、①1年以内、②1～2年、③3～5年、④現在の契約を継続、⑤その他です。④の契約を継続というのが145筆ほどありますが、①の1年以内は面積では少ないのですが、筆数では1,804件ということで、これは小区画不整形の作りにくい、耕作条件不利なところで、処分したいというのが一番大きいのかなと思っています。

めくっていただきますと、調査対象農地の地区ごとの棒グラフが面積、折れ線グラフが筆数となっています。その下に、調査対象農地の面積を、地区別に耕作者の年齢別に色分けしています。一番下の非農家と不在地主が青色となっていますが、これは年齢を調べていないので青色にしており比較の対象にはならないと思いますが、大まかに見ると相津は若い担い手が多いので青色が多いのですが、他の地区は黄色が大半を占めているのではないかと思います。もちろん80歳以上も多かれ少なかれいるようです。

次のページに、5年後の利用意向ということで各地区のグラフを作っていますが、右下が全体のグラフとなります。先ほども申しました通り、①自ら耕作すると③中間管理へ貸出が割合を占めており、斑や納島などは中間管理を契約していないので黄色が少なく、浜津や相津・木場も全体的に少ないようです。

最後の資料で地図を配布しております。小値賀町全体を表示しているので、非常に見にくいと思います。1枚目に、右上の隅に赤ペンで所有者の「所」と書いていますが、これは農地の登記名義人の年齢で色をつけています。ですので、白いところはアンケートの対象でなかった不在地主や非農家の方で、こうして見ると白いところが多くあります。ですので、白の部分は自分で耕作するというのは難しいと思います。

次に耕作者の年齢で色分けしてみました。2枚目です。比較的青がありますが、注意していただきたいのが黄色で、次の地図は5年後、一番最後が10年後を示していますが、10年後はほとんどオレンジで、赤がまばらにあり、青や黄色が少なくなっているのがわかると思います。

現状がこうで、5年後10年後にはこうなるから農地の担い手を指定して農地を守っていきましょう、という大まかな計画を立てるのが人・農地プランの実質化なのですが、プランを実質化した後は実現化という話となり、実現化となると皆さんも十分勉強されていると思いますが、農業委員会の一番の活動目的であります農地利用の最適化の推進ということで、プランを立てるのは町長部局ですが、実現化の段階で実際に動くのは農業委員会ということになりますので、ご了承ください。

以上が皆さんに調査して頂いたアンケート結果の集計となります。この結果をもとに、人・農地プランの計画書を産業振興課と共同で作り上げ、農業者との意見交換会の時には人・農地プランのひな形を皆さんに提示させていただいて、意見交換をして

いただく予定にしております。

人・農地プランについては以上です。

松山会長： 皆さんから質問ありませんか。

これはアンケート調査を地図化してこのような格好になっています。全国の農業委員会がこのような方法で、5年後10年後を見据えて計画を立てていくということになっていますので、小値賀もこれに沿って計画を立てていきたいと思います。

また、事務局から言われましたように、来月、農業者との意見交換会を計画したいと思います。これをもとに、5年後10年後を見据えて皆さんからの意見をいただきたいと思いますので、意見を考えておいていただきたいと思います。

この件については良いでしょうか。

北村局長： 全体の地図では見にくいと思い、地区ごとに多面的交付金の対象農地の字図を作っており、印刷できますので必要であればお申し出ください。

松本代理： 地区ごとに多面的交付金の対象農地の地図が作ってあって、この結果が入っていると。

北村局長： 耕作者の年齢の地図は作っています。5年後10年後は作っていませんが、必要であればそんなに時間をかけずに作れるかと思っています。

松山会長： 何もないと意見交換会ができませんので、たたき台として用意させていただきます。それでは本件については良いでしょうか。

全員： はい。

松山会長： それでは次回総会の日程を決めたいと思います。事務局から何かありますか。

北村局長： 3月8～15日は町議会の予定なので、その期間は総会の準備ができません。

松山会長： 24日（水）はいかがでしょうか。何か予定が入っている方はいませんか。

（特に無し）

無いようでしたら、24日ということ良いでしょうか。

全員： はい。

北村局長： 意見交換会では農業会議や県北などからアドバイザーを毎年呼んでいますが、人・

農地プランを実質化した後の実現化の話もしてもらった方が良いのではないかと考えているので、日程調整をしてみますが、できれば24日の一日間で総会も意見交換会も実施した方が良いでしょう。

一つの案が、10時から総会をして、昼は皆さんの活動費の中から弁当をとって、13時から農業者との意見交換会とするという案です。農業会議や県北のアドバイザーの方々が24日で都合がつけば、そのようにしたいと思っております。

大田委員： 牛飼いは夕方忙しいので、終了時刻は早い方が良いです。

松山会長： 時間は事務局にお任せして、日程を24日としておりますが、今言ったように日程も多少動く可能性もありますので、よろしくをお願いします。

本日の議題は以上ですが、皆さんからなにかございませんか。

何もないようでしたら、これで総会を終わります。ありがとうございました。